

公募型プロポーザルに関する公告

(仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年10月30日

白石市長 山田 裕一

1 業務の名称

(仮称) 白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務

2 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

本市では、未就学児数の減少と公立幼児教育・保育施設の老朽化が顕著となってきたことから、未来を担う子どもたちの健やかな成長を最優先に考え、良質な幼児教育・保育環境を提供するとともに、安心して子育てができる環境を構築するため、令和6年9月に「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

本業務では、本基本方針に基づき、令和10年度中の完成を目指す(仮称)白石市認定こども園・子育て支援拠点施設の創設に向けて、当該施設の基本設計業務について優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を選定することを目的とする。

(2) 業務内容

- ①設計条件等の整理
- ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ④基本設計方針の策定
- ⑤基本設計図書の作成
- ⑥概算工事費の検討
- ⑦基本設計内容の説明等

- ⑧園庭整備工事計画
- ⑨外構工事計画
- ⑩既存建物（旧いきいきプラザ）解体にかかる連絡調整
- ⑪法令等の認定評価業務
- ⑫その他の成果物の作成業務
- ⑬法令等に基づく認定若しくは評価等又は補助金制度の活用に関する業務
- ⑭関係機関との調整及び打ち合わせ協議資料、議事録の作成
- ⑮その他建築物の計画に付随する業務

（※上記①～⑦については、令和6年国土交通省告示第8号 別添一「1 設計に関する標準業務」イに記載する業務内容）

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4 提案上限額

20,190,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 本業務の見積合わせ時に、白石市競争入札参加資格者名簿（建築士事務所）（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。（本業務にかかる提案書提出にあたって、資格者名簿に登録されている必要はないが、優先交渉権者と決定された際は、見積合わせまでに資格者名簿への登録申請を行い、登録が完了していること。）
- (2) 市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
- (6) 管理技術者は、技術提案書等の提出があった日の前日から起算して3月以上前から当該参加者と直接的な雇用関係にあること。
- (7) 管理技術者は、公示日を基準とした過去10年以内に、国または地方公共団体が

発注した認定こども園、幼稚園、保育所（園）（延べ床 1,000 m²以上）に関する新築又は改築に係る建築設計の履行実績を有すること。

- (8) 参加者は、公示日を基準とした過去 10 年以内に、国または地方公共団体等が発注した認定こども園、幼稚園、保育所（園）（延べ床 1,000 m²以上）に関する新築又は改築に係る建築設計の履行実績を有すること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (12) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条に基づく清算の開始がなされていない者。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。

6 手続き等

(1) 必要書類の配布

（仮称）白石市認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、白石市ホームページで公表するので適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法等

実施要領を確認すること。

7 問い合わせ先

白石市教育部こども未来課

〒989-0292 宮城県白石市大手町 1 番 1 号

TEL: 0224-22-1363 / FAX: 0224-22-1316

Email: kodomomirai@city.shiroishi.miyagi.jp